

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 北竜町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
240	1,300	118	1,658

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	2,959	2,911	48	47		4,270	
町立診療所特別会計	131	130	1	1	17	40	
一般会計等	3,097	3,048	49	47		4,310	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
簡易水道事業特別会計	50	56	△ 6	28	5	125	75	法適用
農業集落排水及び個別排水事業特別会計	86	85	1	1	18	576	264	法非適用
国民健康保険特別会計	406	396	10	10	20	0	0	
介護保険特別会計	202	194	8	8	35	0	0	
老人保健特別会計	2	2	0	0	0	0	0	
後期高齢者医療特別会計	24	24	0	0	10	0	0	
特別養護老人ホーム事業特別会計	405	403	2	2	31	160	0	
公営企業会計等 計				21		861	339	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
北空知衛生センター組合	633	609	24	24	0	1,589	118	
北空知学校給食組合	89	84	5	5	0	0	0	
空知教育センター組合一般会計	15	14	1	1	0	0	0	
空知教育センター組合研修事業特別会計	7	5	2	2	0	0	0	
空知教育センター組合研究事業特別会計	6	5	1	1	0	0	0	
北空知衛生施設組合	115	102	13	13	0	107	3	
深川地区消防組合	1,212	1,171	41	41	0	18	0	
北空知葬祭組合	24	23	1	1	0	4	0	
北空知広域水道企業団	437	415	22	436	0	1,961	29	
中・北空知廃棄物処理広域連合	11	9	2	2	0	0	0	
一部事務組合等 計				526		3,679	150	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
北竜振興公社	0	12	10	0	-	-	-	-	
北竜土地開発公社	0	12	3	0	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			13						

(注) 新公益法人会計基準に移行していない社団・財団法人にあっては、「経常損益」の欄には正味財産計算書上の当期正味財産増減額を表示している。

5. 基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A
財政調整基金(a)	276	249	△ 27
減債基金(b)	32	32	0
その他充当可能基金(c)	376	357	△ 19
充当可能基金計(d)	684	638	△ 46

(単位:百万円)

その他基金名	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A
備荒資金(超過分)(e)			
合併特例債により達成された基金(当該市町村のみ記載)			
その他(d~f)いずれにも当てはまらない基金(g)			
合計(d+e+f+g)	684	638	△ 46

- (注) 1 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。
 2. 上記基金は地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額であり、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計名)	平成20年度決算 A	平成21年度決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	1.97	2.86	0.89	△ 15.00	△ 20.00	簡易水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	5.74	5.80	0.06	△ 20.00	△ 40.00	農業集落排水及び個別排水事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	15.4	13.9	△ 1.50	25.0	35.0				
将来負担比率	119.8	89.9	△ 29.90	350.0					
財政力指数	0.14	0.14	0.00						
経常収支比率	85.6	84.4	△ 1.20						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。